



No. 313

令和 5 年 6 月 1 日

トピックス ～ インボイス制度下における免税事業者の対応 ～

インボイス制度がいよいよ 10 月 1 日より適用開始となりますが、免税事業者はインボイス制度に対して登録の有無など、どの様に対応すればよいのか試行錯誤を繰り返している状態かと思われます。免税事業者のインボイス登録等については、令和 5 年 10 月 1 日より令和 11 年 9 月 30 日までの期間（6 年間）については新制度への移行期間として経過措置が設けられています。

今月は、インボイス制度下における免税事業者の対応についてお届けします。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

免税事業者が令和 11 年 9 月 30 日までのインボイス登録、取りやめの取扱い

1. 令和 5 年 10 月 1 日に登録を受ける場合の申請期限の延長

令和 5 年 10 月 1 日に登録を受ける場合、当初は令和 5 年 3 月 31 日までとなっていましたが令和 5 年の税制改正では、制度の見直しに伴って事実上の申請期限は 9 月 30 日となりました。

そのため、10 月 1 日以降において登録通知を受ける場合は暫定的な請求書を発行し、「通知後に改めてインボイスを交付しなす」または、「インボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後にインボイスを交付する」などの対応が考えられます。

2. 免税事業者がインボイス制度開始後に登録する場合の手続き

従前、免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合の登録申請書は、その課税期間の初日から起算して 1 月前の日までに提出しなければならないとされていました。

他方、翌課税期間から登録を取り消す場合の取消届出書は、その課税期間の末日から起算して 30 日前の日の前日までに提出しなければならないとされていました。

◎これらは、一括して『15 日前の日』に整理した上で短縮されることとなりました。

①課税期間の初日の登録

課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに登録申請書を提出すれば、翌課税期間の初日が登録日となります。

②課税期間の途中の登録

令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間において、免税事業者が課税期間の途中から登録を受けようとする場合は、申請書の提出日から 15 日を経過する日以後の日を登録希望日とすれば登録希望日が登録日となります。

具体的には、登録希望日の『2 週間前の日の前日』が申請期限となります。

3. 登録の取りやめ手続きの留意点

◎インボイス発行事業者には、事業者免税点制度は適用されません。

事業者免税点制度とは、基準期間（原則として 2 年前）における課税売上高及び特定期間（前年の前半 6 ヶ月）における課税売上高が 1000 万円以下の場合には、消費税の免税事業者となる制度

◎インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高及び特定期間の課税売上が 1,000 万円以下となっても、登録取消届出書（『適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書』）を提出しない限り、免税事業者となることはできません。

◎登録取消届出書は、免税事業者になりたい課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに提出しなければなりません。（例）木曜日を登録日とするには遅くとも 2 週間前の木曜日の前日の水曜日までに提出しなければなりません。

年々、季節感が微妙に変化しています。先月の5月には、全国各地で夏日どころか、早くも真夏日まで経験し、6月早々にスーパー台風（最大瞬間風速が70m級）が沖縄地方に迫っています。地球が活発化している（温暖化の影響で荒ぶれている!）という実感を改めて強くしております。偏西風の蛇行やエルニーニョ、ラニーニャ現象の影響もあって、近海での漁獲高の変動が著しく、いつもなら取れるはずのない魚が水揚げされるなど、地球全体で異変が常態化しつつあります。人間の世界でも波乱要因が目白押しですが、最近の話題を取り上げてみたいと思います。

先月、日本では7年ぶりとなるG7サミットが広島で開催されました。岸田総理の地元で、原爆が投下された地での開催は、全世界に「ノーモアヒロシマ」を訴えるにはこの上ない開催地でした。とはいえ、核兵器のない世界を訴える一方、核抑止力の重要性を強調するという、常識的には理解不能な矛盾した主張が政治の世界では堂々と通用していることも現実です。

各国首脳の前原爆資料館での記帳内容（仮訳）を以下に紹介します。

- 岸田総理** …………… 「歴史に残るG7サミットの機会に議長として各国首脳と共に『核兵器のない世界』をめざすためにここに集う」。
- バイデン米大統領** … 「この資料館で語られる物語が、平和な未来を築くことへの私たち全員の義務を思い出させてくれますように。世界から核兵器を最終的に、そして、永久になくせる日に向けて、共に進んでいきましょう。信念を貫きましょう！」。
- シュルツ独首相** …… 「この場所は、想像を絶する苦しみを思い起こさせる。私たちは今日ここでパートナーたちとともに、この上なく強い決意で平和と自由を守っていくとの約束を新たにす。核の戦争は決して再び繰り返されてはならない」。
- スナク英首相** …………… 「シエクスピアは、『悲しみを言葉に出せ』と説いている。しかし、原爆の閃光に照らされ、言葉は通じない。広島と長崎の人々の恐怖と苦しみは、どんな言葉を用いても言い表すことができない。しかし、私たちが、心と魂を込めて言えることは、繰り返さないということだ」等々。

流石に各国のトップリーダーの詞には重みと威厳を感じます。紙幅の関係上、すべてを紹介できませんが、ネットで検索すると全首脳の味わい深い表現に接することができます。そして、オンラインではなく会場に直接馳せ参じたウクライナのゼレンスキー大統領の存在感・迫力も見事なものでした。

ところで小生は今月の5日に誕生日を迎えます。喜寿一年前となります（「数え」でいけば喜寿そのものです）。足腰は徐々に衰えを見せているとはいえ、口数の方は今なお達者!であり、週一のペースながら大学院での講義も2コマ連続・3時間喋りっぱなしにも苦痛を感じておりません（受講生の方がしんどいかもかもしれませんが）。健康の有難味を今更ながら感じている次第です。80歳の壁を元気に切り切るよう、これからもジム通いに精を出したいと思います。

《和奏・遼真通信》

和奏は、現在テスト週間真っ只中です。先月は恒例行事の健脚会があり、学校からモリコロパークまで全校生徒が歩きました。帰りはリノモを利用したのですが、楽しくも辛い？一日になったようです。天候に恵まれた為、持参した水筒だけは足りず、快晴の空のもと千人以上の団体が利用し、公園の自動販売機は売り切れ続出で水分の確保が大変だったようです。

遼真は、先週末に3年ぶりフルスペックでの運動会がありました。陽射しは強かったものの、からっとした風が心地よく、父兄も多数が参観する楽しい半日になりました。遼真が参加した競技はスウェーデンリレー（走る距離が走者ごとに違い、無理なく走れるという工夫されたリレー）で、それなり!の成績でした。そして、トリを飾ったのは最高学年6年生全員での演技「ソーラン節」でした。法被にハチマキ姿で、ダイナミックな動きと元気な掛け声で、見事に演じ切って大きな声援と拍手に包まれておりました。傑作なのは、未だにマスクを普段もし続けてマスクの紐部分がくっきりと白いまま残った日焼け顔でした。元気で何よりです。



(令和5年6月1日 所長 橋本)